

“曲がり角越えた日本”に警鐘

宮澤弘幸墓参と「宮澤・レーン事件を考える集い」



「現在は曲がり角を曲がって最終コーナーに来ている状況ではないか」——。荻野富士夫・小樽商科大学名誉教授は、1993年に制作されたビデオ「レーン・宮澤事件—もうひとつの12月8日」を改めて見た感想を語って講演を始めた（2、3面参照）。

2月22日、新宿・常圓寺に眠る宮澤弘幸顕彰追悼墓参と「宮澤・レーン事件を忘れない！北大・戦後世代をつなぐ卒業生の会」主催の「宮澤・レーン事件を考える集い」が行われ、宮澤弘幸後輩の北大OBのみなさんはじめ約60人が参加した。

続いて、30数年前から宮澤弘幸スパイ冤罪事件の残酷さを訴えてきた山野井孝有さん（真相を広める会元代表）が、この事件を告発してきた上田誠吉弁護士、宮澤弘幸の義弟・秋間浩さん、藪下彰治朗朝日新聞記者（いずれも故人）を紹介して発言した。伊藤陽一さん（北大OB、法政大学統計研究所元所長）が、今大問題となっている統計不正問題について、統計研究の専門家として報告した。

安倍政権の暴走の先には、国家権力による弾圧と一体となった戦争体制が待ち構えていることは間違いない。北海道大学は2014年5月に「宮澤事件は冤罪であった。歴史的な出来事を風化させない」と表明したが、最近「宮澤・レーン事件は終了済み」との態度だと報告された。ここにも歴史否定の動きがあると言わざるを得ない。それだけに北大OBのみなさんが「宮澤・レーン事件を忘れない！」と墓参と集いを継続している努力を讃えたい。（福島 清）



よみがえる戦時体制 — 大学と教育をめぐる

荻野富士夫 小樽商科大学名誉教授

荻野さんは、A4判13枚の詳細なレジュメに基づいて、大学と教育について講演した。「教育勅語」に始まる戦前の思想統制と北海道帝国大学での具体例、そして戦後、教育基本法が成立（1947年）し「教育勅語」失効が衆参両院で確認されたにもかかわらず、底流では敗戦直後から戦前の思想統制につながる動きがあったことを提起した。「はじめに」と思想統制の事実、北大の動向を中心にまとめた。（文責・福島 清）

●はじめに

今日、しばらくぶりに映像「レーン・宮澤事件—もうひとつの12月8日」を見た。この最後に「いま日本は大きな曲がり角にきている」との提起があった。1993年に制作されたビデオだが、その時は「曲がり角にきている」と言っていたが、現在は曲がりつつある、曲がってしまって最終コーナーにまできているのではないかと改めて思う。

宮澤・レーン事件は、1985年中曽根内閣時代の「国家秘密法」反対運動の中での発掘だった。国家秘密法はしばらく鳴りを潜めていたが、安倍内閣になって突如として復活して「特定秘密保護法」として2013年に成立し、施行されている。国家秘密法は、1985年以前にも何度も繰り返し画策されてきた。1955年頃は、読売新聞も現代の軍機保護法だと批判していた。

治安維持法については、その弾圧の本質が繰り返し知らされてきた。軍機保護法は、戦後10年くらいまでは、スパイにおびえるという感覚で関心があったため、復活する危険として訴える力があつたが、その後人々の関心は薄くなっていった。

特定秘密保護法反対の声が最終段階で高まったのは、現代の治安維持法だというアピールが要因だったが、厳密に言えば軍機保護法の復活だった。その後2017年成立の共謀罪法の方が現代の治安維持法に相当するものだと言える。

今日は、大学教育の有り様の面から「宮澤・レーン事件」を考え、戦争と大学・北大について話したい。奥井登代さん（「宮澤・レーン事件を考える会」事務局長）の報告によると、北大は、言葉は悪いがアリバイ的に「宮澤賞」を作ったが、その意義を知らせないで「宮澤・レーン事件は終わった」と言う立場に立っている。宮澤さんが拘束されて拷問を受けている時に、宮澤さんの両親が札幌に行き、北大の今総長に「何とかして欲しい」と依頼したのに、冷たく突き放してしまった事実は、現在の北大の姿勢に通じるものがある。それが戦時下の北大の有り様、広く言えば大学の有り様と言う視点から考えてみたら何が言えるかということが今日のテーマということになる。

第一次安倍政権の大きなステップになったのが、「教育基本法」の改悪だ。そこに盛り込まれていた「公共の精神の尊重」「伝統と文化の尊重」などが、10年経ってじわじわと定着してきている。

安倍政権はピンチに陥りながら40%前後の支持を維持している。その要因の一つに若い人達の保守化傾向がある。九条の会事務局長の小森陽一さんは、「10代後半から20歳前半の彼らは、道徳教育こそ始まっているが、改悪された教育基本法（2006年末）の下で、保守的な小中学校教育の空気の中で育ってきた。そうであれば当然保守化傾向をたどるのは理の当然だ」と解釈している。確かにそう言えると思う。

教育改革は憲法改正と同じように自民党の党是だった。それが突出したのが、第二次小泉政権の中山成彬・文科大臣が2005年4月に行った「先の大戦の敗戦ショックが大きかったということと、戦後のマルキシズム、共産主義の影響で、日本の戦前は非常に悪かったという歴史観がはびこった。……戦後、国民をいじめるのが国家だといわんばかりの風潮もあった。だが、皆国に守られているのですよね。自分のことだけでなく、国、人のために貢献できる人になることを目標にして生きていくことが大事だと、教えていくべきではないかな」（朝日新聞）との発言だった。こうした発言で土壌が作られ、その延長線上に安倍内閣による教育基本法の改悪があったと思う。

そして、曲がり角を曲がってしまったと言えるのが、北星学園大学非常勤講師・植村隆さんへのバッシングだ。これは現在が1931年の満洲事変から1937年の日中戦争本格化の段階にまできていることを示す事件ではないか。この発端は文科省ではなく、週刊誌、ネットによる民間の下からの攻撃だった。戦前の同じような事件が、1935年の民間から起きた天皇機関説事件であり、矢内原忠雄、河合栄次郎の学説に対する民間からの攻撃だった。

民間から火の手があがるということは、2010年代の日本は1930年代後半の日本に差し掛かっているのではないかと考える。

戦前は、農民運動、労働運動とともに学生運動があった。それを躍起となって潰したのが、文部省、大学・



高校当局であり、1930年代半ばまでに学生運動を封じ込めてしまった。その後、子供や学生たちを戦争に動員していくための思想動員が本格化した。当時のキーワードで言えば「教育錬成」だ。

戦後、こうした教育への反省の中から、教育基本法ができた。これに大きな力を果たしたのが、南原繁東大総長らが結成した「教育刷新審議会」だ。1950年にまとめた本の序論に次の指摘がある。「教育勅語の基調をなすものは、皇室を中心とする日本国体観と、これに基づく忠君愛国の国民の養成にあった。……わが国の教育は、まったく極端な国家主義と軍国主義的色彩に塗りつぶされるに至った」。

とりわけ1935年から1945年の10年間に強要された教育の過誤に対する痛烈な自覚から、「教育の根本改革と新たな再建」が図られ、63制、教育基本法、学校教育法ができたのである。

(以下はレジュメからの抜粋)

●「思想統制」から「教学錬成」へ

1890年の「教育勅語」を筆頭に、戦前教育はすべて「天皇」の名のもとに行われた。1928年の全国で1600人が検挙された3.15事件を機に治安体制全般の確立強化が強行された。文部省に学生課設置、大学に学生主事、高校などに生徒主事を配置(「教育警察」)、1933年の長野県教員赤化事件(2.4事件)、滝川事件、1934年学生部を思想局に拡充、1935年の天皇機関説事件、大学から憲法学説の追放、「国体学」「日本学」講座の開設。そして1937年に文部省は「国体の本義」を刊行。1939年には東京で「錬成教育」が展開され、1941年には教学局が「臣民の道」を刊行した。「国体の本義」では忠孝は一体化されていたが、「臣民の道」では、忠が大本、つまりすべて天皇に仕えることが前面に出た。大学に対しては思想統制・動員が強制され、1938年、荒木貞夫文相は、学生思想事件の潜在的脅威を強調。1939年には集団動労作業の恒久化・通年化、1940年には学校軍事教練が強化された。

●戦後教育への連続と断絶

敗戦直後、太田耕造文相、前田多門文相らは「国体護持」教育に固執していた。その後次第に「軍国主義的又は極端なる国家主義的傾向」は排除された。GHQの教育指令の後、教育刷新委員会の建議を経て、1947年に教育基本法が制定された。

しかし文部省はこの民主化をサボタージュし、公職追放された旧教学局関係者たちは50年代に復活した。田中耕太郎学校教育局長は「教育勅語は今後も道德的権威を保持している」と発言。学生運動・教職員組合運動の抑圧を基軸に新たな教育統制が進展した。

教員や学生の政治関与に当初「何等制限を加える意図はありません」という姿勢をとったが、早くも46年には「学園内に於いて実際運動をなすことは充分之を戒め、教育の使命を逸脱しない様」に規制を加えるようになった。

内務・特高官僚の復活と同様に旧教学局官僚の延命と復活が進んだ。劔木享弘(教学局思想課長→文部次官、日教組と対決)、田中義男(思想局思想課長→公職追放→初等中等教育長→文部次官)がその代表格である。

●戦争と北海道大学

『北大の125年』には北大の戦争との関わりが記載されている。「軍事研究と研究体制の再編」では、1939年医学専門部開校、40年・44年工学部の臨時学生定員増、43年大学院の特別研究生制度、中谷宇吉郎の「航空機への着氷防除に関する研究」(海軍からの研究費)など。

『北海道帝国大学新聞』は「今後なお各自の研究を行い得る者は、その研究が銃であり弾丸であるとの自覚と多くの同胞の血と肉をもって守られつつ為される研究であり、自己個人のものに非ずして国家の研究であることの責任と覚悟を以って一途に皇国學術のために尽くすべきであろう」と書いた。

「戦時下の受難」では、38年新文化運動事件、41年レーン・宮澤事件。「戦争への動員」では、41年樺太における飛行場建設、44,45年全学部通年動員、43年学徒出陣、農学部127人に入営。

アジア太平洋開戦日、今裕総長は「国家の危急存亡の場合には学者と雖も剣を執って起たねばならぬ」「世界平和の美名にかくれて我が聖戦の妨害を加えんとする彼れ等に対しましては、国を賭しても膺懲せねばなりません」と訓示した。

北大の戦争に関する大学史研究は乏しい。宮澤・レーン事件を戦時下の教育、当時の北大の中に置いてみる必要がある。北大は理系の帝大であるため、国家の総力戦遂行体制を自覚的に推進した。「教学錬成」の密度が濃かったと言える。これが「スパイ事件」への冷厳な姿勢となったのではないか。

「記憶されない歴史は繰り返される」

「3.1 朝鮮独立運動」100年に立って

3月2日の毎日新聞社説は、朝鮮半島の抗日闘争に触れて「3.1 運動から 100 年」の見出しを立てている。ムン・ジェイン韓国大統領が記念講演で演説した日本との関係について「過去は変えられないが未来は変えられる」という言葉を引用し、日韓が相互尊重し新たな歴史を作ることを提起している。

私は2年前(2017年)の3月に友人たちとソウルを訪ねた。案内をソウル大学の招聘教授・植村隆さん(元朝日新聞記者、植村裁判原告、現週刊金曜日社長)にお願いした。通訳はいま早稲田大学の大学院生として勉強している、カン・ミョンソクさん。豪華メンバーである。

初日に、カソリックのメッカとも言えるミョンドン(明洞)大聖堂のあと、ソウルタワーが建つ小高い丘のふもとに連れて行かれた。そこには従軍慰安婦の記念碑があった。大理石に慰安婦にされた人の名前が刻んであり、痛々しさを誘った。傍らの「ヘソ」と呼ばれている大きな碑に、ハングル・日・英・中の4カ国語で「記憶されない歴史は繰り返される」と書かれたものが横たわっていた。

慰安婦問題を忘れないという意味合いと、日本に対する批判とも読み取れる。冒頭に紹介したムン大統領の「過去は変えられないが未来は変えられる」という言葉が、この一節とオーバラップした。日本の歴史修正主義者たちは、朝鮮半島を侵略したことを「なかった」ことにしようと、躍起になっている。この二つの言葉は、あの人たちへの批判とも受け取れる。



元従軍慰安婦の皆さんが、共同生活をしている「ナムの家」(注・ナム＝分かち合い)にも案内してもらった＝写真。そこで私はハルモニに迂闊な質問をしてしまった。「私たち日本人にやってほしいことは何ですか」と。即答だった。「アベさんを辞めさせてほしい」だった。一瞬、絶句した。そう、日本人より日本の政情を知っているのだ。

朝鮮半島の抗日運動 100 年の節目を迎えて、ソウルに行った時のことを思い出した。かつて日本は、隣

<コラム> 冤罪忘れるな! ㊸

没後 72 年生誕 100 年

宮澤弘幸は過去の人、ではない

獄中で弱り切った体に結核菌が入り、事実上の獄死となった北大生・宮澤弘幸が亡くなって、この2月22日は72回目の命日となった。干支の巡りでいえば還暦後一回りとなる。もう、か、まだ、か。1919年の生れだから8月8日の誕生日がくれば生誕100年。いまだ100歳は珍しくないから、冤罪に遭わなければ既に白寿を越えていた可能性は十二分にある。



マライ一一家が帰国する直前、東京・丸の内ホテルで撮影。前列中央が宮澤弘幸。右に弟と父。後列にマライ一一家の夫人と子供たち。

写真は、占領軍の超法規指令によって出獄して3か月余の1946年2月16日、信頼し合うマライ一一家ぐるみで撮った、おそらく最後の記念写真。この和顔も1年ともたず、この年の暮れに大量咯血して2月後に命奪われた。天寿100年の可能性の中わずか27年。過去の人としてはならず、本会発足の2013年以来、毎年命日には、常圓寺墓前に本会の幟を立て、花を供え冤罪絶滅の誓いを新たにしている。



「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版(本会編)

『引き裂かれた青春—戦争と国家秘密』花伝社刊

第1部—冤罪の真相 第2部—冤罪事実の条条検証
資料編—判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付—重要事項索引

申し込みは本会事務局までFAX・メールで(1面上部題字横に掲載)。送料税込み2300円。後払い。

国・韓国にとんでもないことをしでかした。誤解を恐れずに言うならば、日本は今あの忌まわしい歴史を繰り返そうとしている。(水久保文明)

【事務局から】植村裁判東京訴訟は、すでに結審し、3月20日に判決となっていた。ところが原克也裁判長は2月8日、新たな証拠の提出を求め、3月22日に弁論を再開すると通告してきた。植村裁判弁護団は、この異例の対応に対して、3人の裁判官忌避を申し立てた。植村裁判東京訴訟の新たな事態に注目するとともに、さらに支援を続けていく。(福島 清)